

障害程度区分認定制度と特別支援学校高等部 生徒の進路指導の方法と課題

Methods and Problems in Degree Assessment of Disabilities on Educational and Vocational Guidance in Special Support High School

森 源三郎*

Genzaburou MORI

要旨 介護保険制度、障害者自立支援法のもとに高齢者・障害者の医療・福祉サービスをナショナル・レベルで総合的、統一的にサービスの内容とサービスの利用を標準化し、すべての国民に開かれた制度・政策が拡充されてきている。障害者福祉分野においては平等、人権、尊厳、自立、参加などの理念の共有の広い深化を目指した社会環境の構築が進行して来ている。障害者自立支援法の施行に伴い障害者の福祉サービスの受益は大きく前進した。障害者の『無医療・無介護』をなくする政策展開の中で特別支援教育の就学生徒の社会参加と進路保障は国民的課題として、その理解の浸透が進んできていると評価できるであろう。特別支援学校高等部3年生徒の進路学習・進路指導の在りようを模索する中で、障害者自立支援法に依拠して障害程度区分認定の法的権利を獲得し、活用する自覚と執行力の形成を目標としてほしい。障害程度区分の制度発足以来4年間の判定審査の実際を報告し、障害者自立支援法障害程度区分認定を生かした進路指導の課題を論述した。

Keyword 知的障害者、介護保険法、障害者自立支援法、障害程度区分、個別の指導計画、個別の教育支援計画、進路指導、個別移行支援計画、社会参加

1. はじめに

少子高齢化社会の到来のもとに「介護の社会化」を目指して介護保険制度（2000）がスタートした。引き続き2005年には障害者自立支援法、2006年には発達障害者支援法が成立し、高齢者・障害者が対等・平等に介護を受け、積極的に社会参加していく社会の仕組みを構築することを目指したものである。21世紀のわが国の社会保障の基本理念を「社会連帯」と「自立支援」に収斂させることを目標に、介護、医療、教育、福祉のサービスを提供する側の人的資源と、高齢者・障害者

が受益を受けながら自立していく方略——すなわち①自己決定、②自己啓発、③自己運営（自律性）の3つの目標概念を実体化しようと論ずる京極（2008）の思想などは追及して止まないものである。即物的な価値を乗り越えていく生きる姿、行動の主体性の追求であるのかも知れない。

介護、医療、教育、福祉のサービスが量的にも質的にも共にある即物的尺度、対価換算値にならざるを得ない社会経済システムとパラダイムの中ですべての市民が「自立」を追求しなければならない時代であると言えよう。

21世紀社会を迎えて介護保険、障害者自立支援

*社会福祉学部教授（2010.3.31退職）

発達障害者支援、特別支援教育制度と急速に新しいモデル体系が創設され、2010年のいま、ほぼ成熟期に入らんとしている。

障害者が自立し、社会参加する生活行動の支援の技術的な手段・手法として障害者介護給付費制度を捉える。障害福祉サービスを(1)介護給付、(2)訓練等給付、(3)自立支援医療、(4)補装具サービス(5)地域生活支援サービスに分節・分化させながらこれらへのアクセス保障として障害者自立支援法では介護給付費等の窓口公開申請と「自立」した執行力すなわち契約方式による医療・福祉サービスの消費・購買力を保障しようとしたのである。

(Appendix 1. 参照)

明治以来平成14年までの行政力による措置制度(施しの福祉)の時代、平成15年から平成17年までの支援費(お仕着せの福祉)の期間から、平成18年10月からの契約方式(直接契約一利用・消費方式)へと改革移行した。

このような福祉サービス・システムのパラダイム変換のもと、17歳～18歳の特別支援学校高等部3年生徒が社会への門出に立つ時、自覚的に自立して自己の進路を切り開くことは生きる大きな目標であり喜びであるであろう。はじめて自ら申請して法の下での給付資格を獲得しようとする自立心こそ貴い青春の証しであると考えたい。

筆者が4年間、審査を自験したが対面し得なかった若者たちの進路開拓のマイルズ・ストーンに彼らのニーズの群像を描き出すことが本稿の達成目標である。

2. 方法

1) 被験者 特別支援学校高等部3年在学の生徒で障害者自立支援法第4条第4項に定める「障害程度区分」(Appendix 2. 参照)の判定審査を申請した生徒45名を検討事例とした。申請者の年齢は17歳から18歳である。休学等によると推定できる19歳の生徒が1名いる。

2) 手続き 筆者はU地域広域連合の広域連合長により学識経験を有する者として任命(法第16条2項)を受け、U地域広域連合の介護給付費等の支給に関する審査会に参席し、判定審査業務に従事した。

審査会では申請者の名前は個人情報として委員には知らされず完全な多重盲検法で行われ、もし申請者を審議委員が病院、福祉施設等での日常体験で明らかに本人を推定できる場合は自発的に退席することが励行された。審査会での書面審査は完全に盲検法手続きが履行され、障害と介護に関する個人情報の守秘事項の履行を厳守している。

筆者は本研究を推進する基本的手法・手続きとして申請者個人の縦断的研究法および個人プロフィールによる症例研究の方法を排し、あくまでも障害程度区分の等級別のグループ・プロフィールと等級別横断的研究の手法を試み、申請者個人の同定につながらないデータ処理を試行した。同時に本研究の結果データ表示の被験者仮番号は表2～表4のグループ内で常にシャフルされている。障害等級区分別グループ特性を表示できると考えている。

しかしながら申請者個人が後日、学校、病院、社会福祉施設等で自己の障害程度区分を開示し、下記に示す調査(項目群等)を再試行、再問診し、公開のマニュアルに従って数値計算を試みるならば、本研究のどの等級の被験者仮番号の個人であるかを非常に低い確率ではあるが推定することに成功する可能性(再現性)がある。学術論文としてデータの正確性・信頼性(再現性)と個人情報の守秘事項との葛藤が残る。

障害のある当事者から申請書が提出された段階で市町村は障害程度区分の審査判定資料の作成のための調査活動を開始する。認定調査員が申請のあった本人および保護者等と面接し、①A項目群(79項目)調査(Appendix 3. 参照)を行う。本人、家族の状況、現在受けている福祉サービス内容など介護状況を②概況調書に詳しく記載する。さらに申請者には医師の受診を必ず受けるよう助言し、医学的所見と合わせて介護に関する所見を記載した③医師意見書の発行を求める。

このような書類が揃った段階で障害程度区分審査段階に入るが、そのプロセスは3段階に区分されている。

プロセスIは介護保険法による65歳以上の個人の介護の必要度を判定するA項目群(79項目:要介護認定調査項目)調査によって、申請者の介護に必要とする要介護基準時間(基準時間:実際に

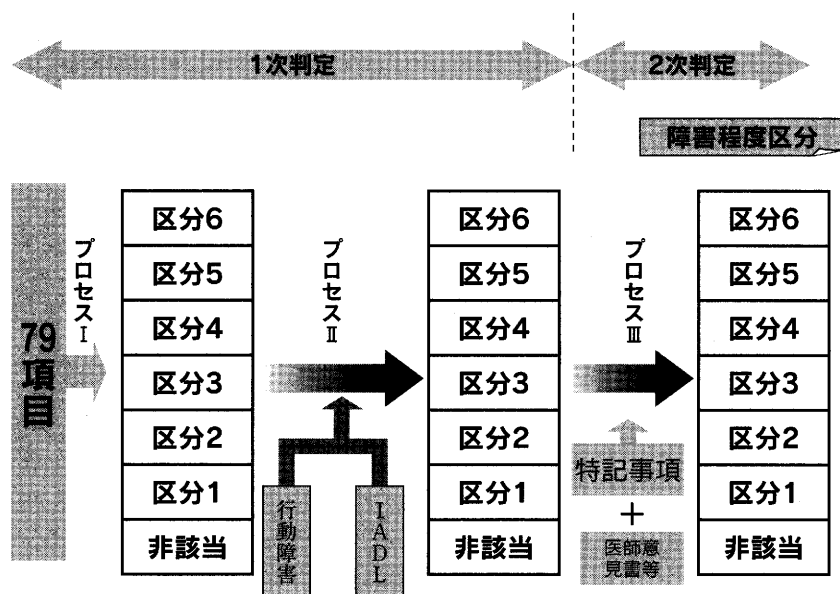


図1 障害程度区分の判定プロセス

表1 障害程度区分の認定者数

年度	障害程度区分							計	変更例数 %	
	1	2	3	4	5	6	変更例数		%	
2006	0	2	1	2	0	1	6	3	50.0	
2007	0	1	2	1	0	0	4	2	50.0	
2008	0	1	5	4	0	1	11	4	36.4	
2009	3	8	3	2	1	7	24	3	12.5	
計	3	12	11	9	1	9	45	12	26.7	
%	6.7	26.7	24.4	20.2	2.2	20.2	100			

必要とする実時間ではない尺度値)をコンピューター処理により算出する。

次にプロセスIIに移り、①IADLスコア表(7項目で6点満点のスコア値が大きいほど介護を必要とする数値)、および②行動障害スコア表(19項目で6点満点のスコア値が大きいほど介護を必要とする数値)のスコア値を算出する。(Appendix 4. 参照)また障害程度区分判定に直接的に関係しないが訓練等給付値をも算出する。

次に2次判定(プロセスIII)の段階に進む。この段階では1次判定結果(プロセスIIの結果)に①特記事項、②B1項目群(7項目)得点、③B2項目群(9項目)得点、C項目群(11項目)得点が算出される。B1項目群(7項目)、B2項目群(9項目)、C項目群(11項目)は自立支援

法による障害程度区分判定において、独自に新設の追加された要介護度の評定尺度である。プロセスI、プロセスIIの段階での障害程度区分判定を変更させるパワーを付与された測定尺度値である。最後に④医師意見書を加えて最終的な審議判定の資料として審査会は協議を行い、2次判定(プロセスIII)で障害程度区分が確定されることになる。

3. 結果

平成18(2006)年6月から平成22(2010)年3月まで4年度間にわたり、U地区広域市町村の障害者自立支援法による障害程度区分審査判定で自験した、特別支援学校高等部3年生徒の審査認定者数の総括結果を表1に示した。

この制度は平成18年度からスタートし、18年6月から申請者の審査が始まったが、旧制度からの移行開始期であり、18年度、19年度は申請者は各年齢とも少なかった。とりわけ特別支援学校高等部生徒の申請者数は2年間でわずか10名の少人数であった。第1期2年間の審査会委員の任期終了により、平成20(2008)年筆者は引き続き第2期審査会委員を拝命した。養護学校の学校評議員会校内研修会等で障害者自立支援法およびこれからの特別支援学校高等部生徒の進路学習、進路指導で欠かせない課題であることや制度説明と普及を促す働きかけを行った森(2006)の活動等がある。

平成21(2009)年度は認定有効期間の標準3年間の認定期限問題等もあり一般障害者の再申請、新規申請者は急増した。特別支援学校高等部生徒の保護者、教員にこの制度への理解が浸透して来、年間24名の申請があった。

表1に示す障害程度区分別の人数分布は少数例データであるが、障害程度区分2、3、4および6区分で20%台を示し、障害程度区分の区分別分布数は平坦性を示唆していると考えられる。

被験者(申請者)、特別支援学校高等部3年生徒45名の1次判定(プロセスI、プロセスII)段階と2次判定(プロセスIII)の諸数値を審査確定した障害程度区分群別に表2に掲載した。

(a) 確定された障害程度区分1の者3名の個人別の各種の計測値が表2に記載されている。

3名の内、事例番号30はプロセスI段階でA項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間25以上に達していない。しかしプロセスII段階でB項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアの審査で1次判定区分1と判定された。更にプロセスIIIの段階でも2次判定区分1と確定判定がなされた。

(b) 確定された障害程度区分2の者12名の個人別の各種の計測値が表2に記載されている。

12名の内、事例番号5、43、45はプロセスI段階でA項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間32以上に達していない。しかしプロセスII段階でB項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアで事例番号43、45の2名は2次判定区分2と変更決定された。残る事例番号5はプロセス

III段階で特記事項の記載項目の審議の結果、区分変更理由に該当すると審査判定され、2次判定は障害程度区分2と確定された。

(c) 確定された障害程度区分3の者11名の個人別の各種の計測値が表2に記載されている。

11名の内、事例番号8、10、13、16、11、24、31、32の8名はプロセスI段階でA項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間50以上に達していない。しかしプロセスII段階でB項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアで事例番号31、32の2名は2次判定区分3と変更決定された。残る事例番号8、10、13、16、11、24の6名はプロセスIII段階でBC項目群、特記事項等で区分変更理由に該当すると審議があり、障害程度区分3の2次判定が確定した。このような審査過程を経て障害程度区分3の確定者のうち8名は区分変更が修正確定されたことになる。障害者自立支援法の審査手順の特色であろう。

(d) 確定された障害程度区分4の者9名の個人別の各種の計測値が表2に記載されている。

9名の内、事例番号3、19、23、の3名はプロセスI段階でA項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間70以上に達していない。しかしプロセスII段階でB項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアで事例番号3、19、23の3名は変更理由に該当しなく1次判定結果は障害程度区分3であった。しかしプロセスIII段階でBC項目群、医師意見書の審議から区分変更理由足り得ると審議され2次判定区分4に確定変更された。

2次判定で障害程度区分9名中3名がこのような審査会の審議経過を経て変更されたことは障害者自立支援法の審査手順の特色である。

(e) 確定された障害程度区分5の者1名の個人別の各種の計測値が表2に記載されている。事例番号22はプロセスI、プロセスIIの段階で区分5の判定を受け、2次判定でも障害程度区分5の審査が確定している。

(f) 確定された障害程度区分6の者9名の個人別の各種の計測値が表2に記載されている。事例番号2、27はプロセスIの段階でA項目群得点の要介護基準時間110以上の法定基準に達していない。更にプロセスIIの段階のBC項目群IADLスコア、行動障害スコアの審査でも変更理由に該当

表2 1次判定と2次判定の結果

障害程度区分	事例番号	障害種別			年齢	性別	1次判定						2次判定		
		身体	知的	精神			A項目		B項目			障害程度区分判定			
							プロセスⅠ区分	基準時間	プロセスⅡ区分	IADL	行動障害	訓練等給付	特記事項 医師意見書	2次判定 (プロセスⅢ)	
1	29	○			18	男	1	28.7	1	2.57	0.94	4.07		1	
1	30	○			18	男	非該当	23.0	1	3.0	0.15	3.75		1	
1	35	○			18	女	1	26.4	1	2.57	0.15	2.57		1	
2	1	○			19	女	2	35.5	2	5.14	1.65	5.89	特記事項	2	
2	5	○			17	男	1	29.8	1	2.57	0.15	4.07		2	
2	9	○			18	女	2	40.9	2	0.85	1.81	0.85		2	
2	20	○			18	男	2	37.4	2	2.57	1.42	5.57		2	
2	33	○			18	男	2	42.8	2	3.0	1.02	3.75		2	
2	34	○			17	女	2	34.3	2	1.71	0.55	1.71		2	
2	36	○			18	男	2	49.4	2	3.85	3.39	6.85		2	
2	38	○			17	女	2	28.3	2	3.0	2.05	5.25		2	
2	41	○			17	女	2	32.1	2	3.0	1.26	3.75		2	
2	42	○			18	女	2	34.8	2	4.28	0.94	5.03		2	
2	43	○			18	男	1	30.5	2	3.85	0.0	4.6		2	
2	45	○			18	男	1	30.8	2	3.85	0.55	5.35	2		
3	6	○			18	男	3	62.9	3	4.71	2.13	7.71	BC項目群	3	
3	8	○			18	男	2	44.1	2	3.42	1.02	4.17		3	
3	10	○			18	男	2	34.7	2	3.85	2.05	5.35		3	
3	12	○			18	男	3	63.5	3	3.85	1.89	7.6		3	
3	13	○			18	女	2	46.1	2	4.23	1.97	7.28		3	
3	14	○			18	女	3	50.9	3	5.14	1.26	8.14		3	
3	16	○			18	女	2	37.2	2	3.0	2.92	5.25		3	
3	11	○			18	男	2	38.5	2	2.57	2.05	3.32		特記事項	3
3	24	○			18	男	2	37.5	2	3.42	2.44	6.42		BC項目群	3
3	31	○			18	男	2	48.9	3	4.71	0.94	9.96		3	
3	32	○			18	男	2	42.0	3	6.0	0.23	11.25		3	
4	3	○			19	男	3	66.5	3	5.57	2.68	10.82		BC項目群	4
4	4	○			19	男	4	74.1	4	3.42	0.0	4.17			4
4	7	○			17	男	4	71.0	4	3.85	3.39	9.1	4		
4	15	○			17	男	4	71.8	4	6.0	0.86	12	4		
4	18	○			17	男	4	74.3	4	5.57	1.34	10.82	4		
4	19	○			18	男	3	66.9	3	6.0	3.15	7.5	BC項目群		4
4	21	○			18	男	4	72.2	4	8.0	0.71	12	4		
4	23	○			18	男	3	53.0	3	5.57	0.47	7.82	医師意見書		4
4	40	○			18	女	4	71.3	4	6.0	2.44	10.5	4		
5	22	○			18	男	5	93.4	5	5.57	0.0	8.27			5
6	2	○			17	男	5	91.5	5	5.57	3.94	11.57	BC項目群	6	
6	17	○			17	女	6	124.3	6	5.57	4.02	10.86		6	
6	25	○	○		17	男	6	120.2	6	6.00	0.0	12.0		6	
6	26	○			17	男	6	116.7	6	6.00	0.0	12.0		6	
6	27	○	○		17	女	5	91.4	5	6.00	2.05	12.0		6	
6	28	○	○		17	男	6	115.8	6	6.00	0.23	12.0		6	
6	37	○	○		17	男	6	116.4	6	6.00	3.86	12.0		6	
6	39	○			18	男	6	119.3	6	5.14	0.0	10.39		6	
6	44	○			17	女	6	111.9	6	5.57	1.42	11.57		6	

表3 A項目群(79項目)得点による要介護基準時間値

確定障害 程度区分	事例番号	基準時間	障害程度区分基準時間細目											
			食	事	排	泄	移	動	清潔保持	間	接	行	動	機能訓練
1	1 A	26.4	0.7	0.5	1.0	4.2	7.3	0.4	3.2	9.1				
1	1 B	23.0	0.7	0.5	1.0	4.2	7.3	0.4	3.2	5.7				
1	1 C	28.7	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	0.4	1.5	5.7				
2	2 A	29.8	5.7	2.4	1.0	4.2	7.3	1.1	2.4	5.7				
2	2 B	35.5	0.7	0.5	1.0	9.2	14.7	0.4	1.5	7.5				
2	2 C	40.9	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	5.0	5.7	9.1				
2	2 D	37.4	0.7	2.4	2.7	10.7	9.1	0.4	5.7	5.7				
2	2 E	42.8	0.7	2.4	1.0	4.2	14.7	5	5.7	9.1				
2	2 F	34.3	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	2.6	1.5	9.1				
2	2 G	49.4	0.7	4.8	6.0	4.2	14.7	7.6	5.7	5.7				
2	2 H	28.3	0.7	2.4	2.7	4.2	14.7	2.2	5.7	5.7				
2	2 I	32.1	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	0.4	1.5	9.1				
2	2 J	34.8	0.7	2.4	1.0	4.2	14.7	0.4	5.7	5.7				
2	2 K	30.5	0.7	2.4	1.0	5.7	5.1	0.1	3.9	11.6				
2	2 L	30.8	0.7	2.4	1.0	4.2	7.3	0.4	5.7	9.1				
3	3 A	44.1	0.7	2.4	2.7	14.0	9.1	0.4	5.7	9.1				
3	3 B	34.7	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	2.2	5.7	5.7				
3	3 C	46.1	0.7	2.4	5.5	9.2	14.7	2.2	5.7	5.7				
3	3 D	37.2	0.9	0.5	1.0	4.2	7.3	8.7	5.7	9.1				
3	3 E	38.5	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	2.6	5.7	9.1				
3	3 F	37.5	0.7	2.4	2.7	4.2	14.7	2.2	1.5	9.1				
3	3 G	62.9	0.7	8.7	6.0	16.4	14.7	5.0	5.7	5.7				
3	3 H	63.5	5.7	8.7	6.0	16.4	14.7	4.8	1.5	5.7				
3	3 I	50.9	5.7	4.8	6.0	16.4	4.0	2.6	5.7	5.7				
3	3 J	48.9	3.1	8.7	6.0	14.0	9.1	0.4	1.9	5.7				
3	3 K	42.0	3.1	4.8	6.0	10.7	9.1	0.4	2.2	5.7				
4	4 A	66.5	3.1	12.4	13.8	14.0	4.8	10.5	2.2	5.7				
4	4 B	66.9	0.7	6.4	16.7	13.2	7.9	5.4	5	11.6				
4	4 C	53.0	0.7	12.4	13.8	14.0	4.0	2.6	2.2	3.3				
4	4 D	74.1	0.7	3.1	9.4	20.0	14.0	0.1	10.6	16.2				
4	4 E	71.0	14.6	3.0	6.0	17.1	4.8	20.3	1.9	3.3				
4	4 F	71.8	16.0	10.5	13.8	17.1	4.1	4.8	2.2	3.2				
4	4 G	74.3	5.7	18.1	13.8	17.1	9.6	4.8	1.9	3.3				
4	4 H	72.2	19.9	10.5	13.8	10.4	4.8	7.3	2.2	3.3				
4	4 I	71.3	14.6	10.5	11.8	17.1	4.1	5.7	2.2	3.3				
5	5 A	93.4	0.7	26.7	16.7	27.4	13.2	0.1	2.5	6.1				
6	6 A	91.5	16.0	10.5	15.7	18.1	5.4	20.3	2.2	3.3				
6	6 B	91.4	12.7	22.6	24.1	14.2	6.2	2.1	2.2	4.3				
6	6 C	124.3	5.7	24.8	24.1	24.6	18.3	20.3	2.2	4.3				
6	6 D	120.2	46.7	21.6	12.1	16.8	10.0	0.1	0.4	12.5				
6	6 E	116.7	46.3	21.6	14.6	16.8	10.0	0.1	0.4	6.9				
6	6 F	115.8	46.0	18.2	16.9	18.9	10.0	0.1	1.4	4.3				
6	6 G	116.4	40.8	21.6	16.9	19.9	10.0	1.4	1.7	4.1				
6	6 H	119.3	14.6	21.6	16.0	24.2	13.2	0.1	11.9	17.7				
6	6 I	111.9	5.7	22.6	17.8	24.6	14.0	4.1	16.7	5.7				

表4 プロセスⅡのA項目群(79項目)及びB1項目群(7項目)、B2項目群(9項目)、C項目群(11項目)得点表

障害程度区分	事例番号	A項目群得点								B1項目群	B2項目群	C項目群
		1 麻痺拘縮	2 移動	3 複雑行動	4 特別介護	5 身の回り	6 意志疎通	7 行動	総計	7項目得点	9項目得点	11項目得点
1	1 A	100.0	100.0	99.9	100.0	84.4	100.0	96.8	681.1	6	2	1
1	1 B	100.0	100.0	99.8	100.0	77.1	90.2	95.1	662.2	6	0	1
1	1 C	100.0	100.0	99.9	100.0	76.0	94.4	85.9	656.2	6	0	3
2	2 A	100.0	90.8	74.3	63.6	70.8	94.4	95.0	588.9	6	0	0
2	2 B	100.0	100.0	99.0	100.0	94.0	91.9	92.0	676.9	7	0	2
2	2 C	100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	86.3	85.1	660.9	2	4	5
2	2 D	100.0	100.0	100.0	100.0	53.3	86.3	34.1	573.7	5	2	1
2	2 E	100.0	100.0	99.9	74.7	71.9	86.3	85.4	618.2	7	1	2
2	2 F	100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	87.6	93.7	670.8	4	1	3
2	2 G	100.0	100.0	99.9	98.1	42.0	71.8	52.0	563.8	7	6	6
2	2 H	100.0	100.0	99.9	98.1	62.1	73.5	71.3	604.9	5	5	6
2	2 I	100.0	100.0	99.8	100.0	79.2	94.4	91.5	664.9	6	3	4
2	2 J	100.0	100.0	99.9	98.1	74.8	61.4	94.1	628.3	7	2	2
2	2 K	37.7	49.6	44.0	98.1	73.4	100.0	100.0	502.8	6	0	0
2	2 L	100.0	100.0	99.9	90.2	68.2	82.1	94.0	634.4	7	1	1
3	3 A	100.0	100.0	99.9	80.9	59.9	86.3	85.8	612.8	7	2	2
3	3 B	100.0	100.0	100.0	98.1	76.0	70.7	71.4	616.2	7	4	6
3	3 C	100.0	90.8	100.0	98.1	56.1	86.3	68.0	599.3	7	5	6
3	3 D	100.0	100.0	100.0	76.6	76.1	79.9	66.0	598.6	7	6	8
3	3 E	100.0	100.0	99.9	98.1	77.7	82.1	74.8	632.6	4	2	5
3	3 F	100.0	100.0	100.0	90.2	49.5	94.4	70.7	604.8	6	3	3
3	3 G	100.0	90.8	45.4	79.1	39.8	74.2	82.9	512.2	7	4	9
3	3 H	100.0	90.8	99.9	65.7	31.8	90.2	85.6	564.0	7	3	3
3	3 I	100.0	90.8	74.2	76.8	38.4	67.6	80.6	528.4	7	2	4
3	3 J	100.0	100.0	77.0	87.0	21.9	83.3	93.2	562.4	7	2	4
3	3 K	100.0	100.0	77.0	98.1	32.5	74.8	92.0	574.4	7	1	5
4	4 A	100.0	100.0	77.0	78.1	22.5	59.9	59.9	497.4	7	5	7
4	4 B	40.2	22.5	38.0	59.9	59.9	94.4	60.6	375.5	7	4	4
4	4 C	100.0	100.0	77.0	79.4	35.7	36.9	93.5	522.5	7	0	4
4	4 D	67.0	42.6	28.9	88.2	74.9	100.0	100.0	501.6	6	0	0
4	4 E	100.0	90.8	68.3	40.2	17.8	53.9	58.8	429.8	7	9	8
4	4 F	100.0	90.8	51.3	62.1	8.6	36.9	86.5	436.2	7	2	5
4	4 G	100.0	87.5	100.0	66.0	17.8	42.8	87.8	501.9	7	3	6
4	4 H	100.0	90.8	74.3	38.7	12.4	36.9	85.4	438.5	7	3	7
4	4 I	100.0	90.8	51.3	48.7	27.5	40.8	69.3	428.4	7	2	6
5	5 A	38.2	10.0	5.9	59.0	45.2	100.0	100.0	358.3	7	0	0
6	6 A	100.0	82.5	74.3	41.3	11.5	36.9	45.6	392.1	7	8	5
6	6 B	100.0	62.7	15.0	31.9	11.5	36.9	74.8	332.8	7	2	4
6	6 C	100.0	74.7	77.0	39.4	16.2	36.9	51.8	396.0	7	6	9
6	6 D	84.0	0.0	5.9	21.2	0.0	0.0	100.0	211.1	7	0	4
6	6 E	26.8	0.0	5.9	19.3	0.0	17.4	98.4	167.8	7	0	2
6	6 F	26.8	19.3	5.9	34.8	2.9	20.9	94.5	205.1	7	1	3
6	6 G	84.0	11.7	15.0	21.2	0.0	32.3	61.5	225.7	7	8	5
6	6 H	54.0	0.0	5.9	31.9	22.8	100.0	100.0	314.6	7	0	0
6	6 I	87.5	74.7	44.0	47.9	14.8	55.5	89.7	414.1	7	3	4

しなかった。しかしプロセスⅢ段階で特記事項、BC項目群の記載事項等が区分変更理由足り得るとの審査会の判定により2次判定（プロセスⅢ）は障害程度区分6と確定された。9名の障害程度区分6の確定者中、2名が審議プロセスにおける区分変更があった。重度障害の申請者のBC項目群、医師意見書による区分変更が自立支援法手続きによって配慮されている。

表2に示めされた特徴は45名の障害程度認定審査申請者のうち17名の申請者が区分変更によって最終区分確定がなされたのである。1次・2次判定を含めて障害程度区分の変更率は37.8%である。

表3はプロセスⅠにおける要介護基準時間細目を2次判定で確定した障害程度区分グループ別の個人別の食事、排泄、移動、清潔保持、間接行動（コミュニケーション行動、記憶・理解）、行動、機能訓練、医療関連の細目別の要介護基準時間の数値表である。

確定した障害程度区分6の生徒達は食事、排泄、移動、清潔保持の要介護基準時間値が高く、重度重複障害の生徒たちであることが想像できる。また確定した障害程度区分2、および区分3の特別支援学校高等部生徒たちの間接行動、機能訓練の要介護基準時間値が高いなどの区分群の症状のプロフィールが示されている。

表3から障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定において確定した障害程度区分群別の群プロフィールが明確となり、障害程度区分2、区分3に確定した申請者はコミュニケーション行動、記憶・理解に対する要介護ニーズの高い症状群である。障害程度区分4に確定した申請者たちは排泄、移行、清潔保持に対する要介護度の高い症状群である。障害程度区分5、区分6に確定した申請者たちは食事、排泄、移動、清潔保持に対する要介護ニーズの高い症状群であることが判明した。介護に対する生徒達のニーズを的確に分析的に捉えられているプロファイリングである。

表4はプロセスⅢ（2次判定）の審査参考資料であるが、A項目群（79項目）での動作遂行力の集計値の算出である。障害程度区分6の確定判定を受けた申請者生徒たちは(1)麻痺・拘縮の保有率が高く、(2)移動能は低く、(3)複雑行動能が低く、

(4)特別介護の必要量が高く、(5)身の回りの日常生活能の規制が強いという群症状プロフィールを持っていると理解できる。

更に表4ではB1項目群（7項目）に症状が認められると答えた項目数、B2項目群（9項目）に症状が認められると答えた項目数、C項目群（11項目）に症状が認められると答えた項目数を個人別に表示した。45名のほとんどの特別支援学校高等部生徒はB1項目群で7項目中7項目とも何らかの症状の訴えをもち、B2項目群では9項目中2～4項目での症状の訴えをもち、C項目群では11項目中5項目以上の症状の訴えをもつ生徒が17名いた。

区分グループとしてのプロファイリングを目的とする本研究の結果の分析でA項目群（要介護基準時間）、IADLスコア、行動障害スコア、B1項目群、B2項目群、C項目群の6変数を操作測定して障害程度区分各区分グループの特性を明らかにした。

障害者自立支援法に基づく障害程度区分の2次判定結果を区分グループデータとして理解することができた。表2から表4にわたるいずれの表示法も確定した障害程度区分群毎に個人データを記載した。障害程度区分群別の横断的分析と特性解釈で個人情報守秘性を確保した。

4. 考察

上記の結果、表1～表4に示された①A項目群得点、②IADL項目スコア、③行動障害項目スコア④B1項目群得点、⑤B2項目群得点、⑥C項目群得点の6変数が特別支援学校高等部生徒の障害程度区分判定確定に関わる数量関数の実際であることが明らかになりつつある。これらの6変数と(1)個別の指導計画の立案と実施の目標達成度の方向性、(2)個別の教育支援計画の立案と実施の目標達成の方向性、(3)6変数にB項目群の訓練等給付スコアの変数を加えた7変数による特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労支援サービスの選択とその目標達成度の予知、予測性について総括的な考察を行う。

(1) 特別支援学校高等部生徒の個別の指導計画の立案と実施について

生徒一人ひとりの身体的発達、精神的発達の特性プロフィールを分析・理解し、生徒の個別の指導計画の立案が強く求められ、その達成目標に向けた実践計画の教材・教具の具体的な設定が求められる。

その際に参考すべきことがA項目群（79項目）である。このA項目群課題を踏まえた運動・遊びの指導等の計画立案が重要である。安川（2009）の報告では本人や保護者との発達障害の理解と受容の重要性を指摘しているが、更には本論文に示す具体的な障害程度区分の評価項目について診断的、評価的な取り入れが望まれるであろう。

文部科学省の「高等学校における発達障害支援モデル事業」指定校報告（2009）にある山口（2009）、宮川（2009）等の実践報告の内容の発展的な取り組みとして障害程度区分判定に学ぶ方向性が求められるであろう。

(2) 特別支援学校高等部生徒への個別の教育支援計画の立案と支援法

今日、特別支援学校高等部の教育課程で最も重要な柱として一人ひとりの個別の教育支援計画の立案とその目標達成に向けた教育課程の実施が大きく求められている。教育支援計画は長期的な教育の継続と見通し、本人の能力開発の予測を含むものであり、上級学校、上級指導機関、社会福祉サービス事業（所）等への移行計画を内包したものである。宮崎（2004）、原ら（2004）は教育支援計画における支援内容と目標達成のための進路学習と進路指導の具体的展開を論じているが障害者自立支援法に基づいた障害程度区分判定審査での発達診断的手法の活用も今後の進路指導の視点として重要な課題になっていると言わざるを得ない。

大谷（2009）は1名の知的障害者の企業就労のための移行支援過程の分析で、特別支援学校高等部における進路指導実践例として、「支援シート」の活用を通して移行支援の事前・事後プロセスを分析しているが、今後は移行支援に決定的な関与をもたらすであろう障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定の意義を軽視しては、移行支

援を展開することが不可能となるであろうと推測できるのである。

(3) 特別支援学校高等部生徒の卒業時の就業支援サービスの選択と目的達成の課題

障害者自立支援法の施行後3年目の見直しの課題（平成20年12月16日発表）と改正案の審議が進行しつつある。障害者自立支援法では一般就労を希望する障害者を対象とする「就労移行支援」と「就労継続支援（A型・B型）」に再編して就労支援の強化を図ろうとしている。

このような就労移行支援と就労継続支援の分岐策でも①障害種類の多様化と②障害程度区分の障害種による判定格差など論議すべき論点を明確にしなければならないであろう。松為（2009）の報告によれば特別支援学校生徒の一般就労への移行の在り方について、卒業後ただちに一般就労する人、卒業後一定の期間の訓練を経ることで一般就労できる可能性がある人に教育・雇用・福祉の関係者の緊密な連携による卒業時の支援を課題として論じている。

就労継続支援A型事業（所）への移行支援のため新たに「移行助成事業」が導入されようとしているし、就労継続支援B型事業（所）への移行支援のために新規に利用を希望する場合、事前に就労移行支援事業（所）でアセスメントすることを原則提案されている。特別支援学校高等部生徒に対して不都合、不利益な形で卒業時点での進路が明確にならないような事態が生じる可能性が心配されている。

就労継続B型事業（所）は「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」を対象としているが、本論文で記述した表2～表4に示した障害程度区分4、区分5、区分6の特別支援学校高等部生徒の卒業時の進路指導、進路開拓が困難になる可能性を危惧せざるを得ない。

5. まとめ

障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定制度が平成18（2006）年度からスタートし、平成21（2009）年度まで、4年間U広域市町村の審議会が特別支援学校高等部生徒計45名の審査請求と判定審査を自験した。この申請者45名の障害程度区

分判定業務は完全な多重盲検法による判定作業であるが、最終（2次判定）の区分判定結果は申請当事者の生活全体を支える法的な費用負担能力を担保するものであり、20歳以後に申請し認定を受けるであろう障害者年金（1級、2級）の受給とともに申請当事者の生活を支える重要な経済的基盤となるものである。

養護学校（現特別支援学校）の卒業生の進路指導、就労等進路開拓は担当教員、父母、本人とも苦渋に満ちた体験を重ねてきた歴史がある。措置費時代は措置権を握る公職者に陳情、依頼するしか方法の無かった時代から、21世紀の障害者自立の時代を迎え、障害当事者が雇用者・福祉サービス提供者と契約し、経費支払いのマネジメント責任を持つ時代に変革した。卒業式に列席して卒業式で進路先の報告を聞くと卒業後在宅のままの生徒がいなくなった今日この頃である。ハローワークの支援も非常に障害者中心の相談に改善され、法定障害者雇用率の達成を支援する立場から雇用側と障害者側との多様なマッチングに取り組まれている。特別支援学校における進路指導の在り方を障害者自立支援法を軸にした今後の指導の方向性を論じた。

引用・参考文献

1. 京極高宣（2008）障害者自立支援法の課題中央法規
 2. 山口比呂美（2009）特別支援教育——0からの出発 発達障害研究 vol.31.(3).188～197.
 3. 宮崎英憲（2009）特別支援教育の展開と課題 日本特殊教育学会第47回大会 特別講演
 4. 大谷博俊（2009）特別支援学校高等部における知的障害児の進路指導に関する考察 —A児に対する企業就労のための移行支援の分析を通して— 職業リハビリテーション vol.23.10～16.
 5. 松為信雄（2009）就労支援サービスの3年目見通しと課題 発達障害研究 vol.31.(4).278～285.
 6. 森源三郎（2006）障害者自立支援法と障害者介護給付費制度に直面して 平成18年度長野県諏訪郡社会福祉大会講演
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 市町村審査会委員マニュアル（2006・3・17）事務連絡
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 認定調査員マニュアル（2006・3・17）事務連絡
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害程度区分係長 障害程度 区分二次判定事例の提供について（2009・5・15）事務連絡
- 障害者自立支援法—新法と主要関連法新旧対象表（2005）中央法規
- 全国社会福祉協議会編、京極高宣著（2005）障害者自立支援法の解説
- 障害者自立支援基礎法令集（2006）中央法規
- 障害者福祉研究会監修 障害者自立支援法障害程度区分認定ハンドブック（2006）中央法規
- 東京都社会福祉協議会編 障害者自立支援法資料集<第7集>（2006）所収 障害児支援の見直しに関する検討会報告書
- 宮武剛（2006）介護保険の再出発 保健同人社
- 平成16年度介護給付費実態調査結果の概要（2005・5～2006・4） 厚生の指標（2005）52.(15).41～45.
- 平成17年度介護給付費実態調査結果の概要（2006・5～2007・4） 厚生の指標（2006）53.(13).47～52.
- 平成19年度介護給付費実態調査結果の概要（2007・5～2008・4） 厚生の指標（2008）55.(13).44～49.
- 平成20年度介護給付費実態調査結果の概要（2008・5～2009・4） 厚生の指標（2010）.57.(1).51～45.
- 全国特殊学校長会編（2002）障害児・者の境参加をすすめる個別移行援助計画 ジアーズ教育新社
- 文部省（1996）精神薄弱養護学校高等部の指導の手引 海文堂出版
- 文部科学省（2008）特別支援学校高等部学習指導要領
- 全国特別支援学校知的障害教育校長会編（2009）研究紀要 第23集所収 平成19年度・20年度文部科学省委託事業「職業自立を推進するための実践研究事業」報告 千葉県立千葉特別支援学校・千葉県立つくし特別支援学校・千葉県立君津特別支援学校
- 全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会編（2008）もっと勉強したい！ クリエイト かもがわ
- 上田敏（2005）国際生活機能分類 ICFの理解と活用 きょうさくれん
- 大川弥生（2007）生活機能とは何か ICF：国際生活機能分類の理解と活用 東京大学出版会
- 国立特別支援教育研究所編（2007）ICF及びICF-CYの活用 試みから実践へ—特別支援教育を中心に— ジアーズ教育新社

Appendix 1 障害者自立支援法に係る介護給付と訓練等給付

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する
	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する
	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する
	児童デイサービス	障害児につき、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の便宜を供与する
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供すること
	共同生活介護	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと

Appendix 2 障害程度区分の基準時間

区分 1	障害程度区分基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分 2	障害程度区分基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分 3	障害程度区分基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分 4	障害程度区分基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分 5	障害程度区分基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分 6	障害程度区分基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

Appendix 3 認定調査項目（106項目）と項目群（A、B1、B2、C項目群）の内容

	項目	項目群
1	1-1 左上肢麻痺等	A
2	1-1 右上肢麻痺等	A
3	1-1 左下肢麻痺等	A
4	1-1 右下肢麻痺等	A
5	1-1 その他麻痺等	A
6	1-2 肩関節の動く範囲の制限	A
7	1-2 ひじ関節の動く範囲の制限	A
8	1-2 股関節の動く範囲の制限	A
9	1-2 ひざ関節の動く範囲の制限	A
10	1-2 足関節の動く範囲の制限	A
11	1-2 その他の関節の動く範囲の制限	A
12	2-1 寝返り（体位交換）	A
13	2-2 起き上がり	A
14	2-3 座位保持	A
15	2-4 両足での立位保持	A
16	2-5 歩行	A
17	2-6 移乗（車いすとベッド間）	A
18	2-7 移動	A
19	2-1 立ち上がり	A
20	3-2 片足での立位保持	A
21	3-3 洗身（入浴行為以外）	A
22	4-1ア じょくそう（床ずれ）等	A
23	4-1イ じょくそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等	A
24	4-2 えん下	A
25	4-3 食事摂取	A
26	4-4 飲水	A
27	4-5 排尿	A
28	4-6 排便	A
29	5-1ア 口腔清潔	A
30	5-1イ 洗顔	A
31	5-1ウ 整髪	A
32	5-1エ つめ切り	A
33	5-2ア 上衣の着脱	A
34	5-2イ スボン、パンツの着脱	A
35	5-3 葉の内服	A
36	5-4 金銭の管理	A
37	5-5 電話の利用	A
38	5-6 日常の意思決定（日常生活における不安、悩み等に関する相談）	A
39	6-1 視力	A
40	6-2 聴力	A
41	6-3ア 意思の伝達	A
42	6-3イ 本人の独自の表現方法を用いた意思表示	C
43	6-4ア 介護者の指示への反応	A
44	6-4イ 言葉以外の手段を用いた説明理解	C
45	6-5ア 毎日の日課を理解することが	A
46	6-5イ 生年月日や年齢を答えることが	A
47	6-5ウ 面接調査の直前に何してたか思い出すが	A
48	6-5エ 自分の名前を答えることが	A
49	6-5オ 今の季節を理解することが	A
50	6-5カ 自分いる場所を答えることが	A

	項目	項目群
51	7ア 物を盗られたなどと被害的になることが	A
52	7イ 作話をし周囲に言いふらすことが	A
53	7ウ 実際にないものが見えたり、聞えることが	A
54	7エ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	A
55	7オ 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	A
56	7カ 暴言や暴行が	A
57	7キ しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	A
58	7ク 大声をだすことが	A
59	7ケ 助言や介護に抵抗することが	A
60	7コ 目的もなく動き回ることが	A
61	7サ 「家に帰る」等と言いつち着きがないことが	A
62	7シ 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることが	A
63	7ス 1人で外に出たがり目が離せないことが	A
64	7セ いろいろなものを集めたり、無断でもってくるものが	A
65	7ソ 火の始末や火元の管理ができないことが	A
66	7タ 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	A
67	7チ 不潔な行為を行う（排泄物を弄ぶ）ことが	A
68	7ツ 食べられないもの口に入れることが	A
69	7テ ひどい物忘れが	A
70	7ト 特定の物や人に対する強いこだわりが	B1
71	7ナ 多動または行動の停止が	B1
72	7ニ パニックや不安定な行動が	B1
73	7ヌ 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	B1
74	7ネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	B1
75	7ノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持っていくことが	B1
76	7ハ 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	B1
77	7ヒ 突然走っていなくなるような突発的行動が	B1
78	7フ 過食、反すう等の食事に関する行動が	C
79	7ヘ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	C
80	7ホ 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかることが	B1
81	7マ 他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	C
82	7ミ 一日中横になっていたりと、入室に閉じこもって何もしていないことが	C
83	7ム 話がまとまらず、会話にならないことが	C
84	7メ 集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	C
85	7モ 現実には合わず高く自己を評価することが	C
86	7ヤ 他者に対して疑い深く拒否的であることが	C
87	8-1 点滴の管理	A
88	8-2 中心静脈栄養	A
89	8-3 透析	A
90	8-4 ストーマ（人工肛門）の処置	A
91	8-5 酸素療法	A
92	8-6 レスビレーター（人工呼吸）	A
93	8-7 気管切開の処置	A
94	8-8 疼痛の看護	A
95	8-9 経管栄養	A
96	8-10 モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）	A
97	8-11 じょくそうの処置	A
98	8-12 カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）	A
99	9-1 調理（献立を含む）	B2
100	9-2 食事の配膳・下膳（運ぶこと）	B2
101	9-3 掃除（整理整頓）	B2
102	9-4 洗濯	B2
103	9-5 入浴の準備と後片付け	B2
104	9-6 買い物	B2
105	9-7 交通手段の利用	B2
106	9-8 文字の視覚的認識使用	C

Appendix 4 IADL のスコア、行動障害のスコアの算出

表1 IADL スコア表

調理（献立を含む）	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳（運ぶこと）	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除（整理整頓を含む）	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点（全項目が全介助）を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表2 行動障害スコア表

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点（全項目が最高点）を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。